万一、事故にあわれたら

- ■事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店 または事故サポートセンターまでご通知ください。事故の発生の日か らその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額ま たは一部をお支払いできないことがあります。
- ■被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損 保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を 請求できることがあります。
- ■ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる 可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払 対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、 ご加入の保険証券等をご確認ください。
- ■個人賠償責任補償特約をセットされたご契約において、被保険者が法 律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャ パン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保 ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金 をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払 いできないことがあります。

示談交渉サービスについて

個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した 個人賠償責任補償特約のお支払対象となる事故については、損保 ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示 談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供 にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要 となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけま せんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明ら かに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など (注)受託品賠償責任補償特約の対象となる事故については示談交 渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損 保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら被保険者ご自身 で交渉をすすめていただくことになります。

事故サポートセンター ◆おかけ間違いにご注意ください。

24時間365日

0120-727-110

商品に関するお問い合わせ

【受付時間】 0120-888-089

◆おかけ間違いにご注意ください。

平日:午前9時~午後8時 土・日・祝日:午前9時~午後5時 (12月31日~1月3日は、お休みとさせていただきます。)

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、担当の取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

お客さま向けインターネットサービス

◆いつでもインターネットで、お客さまの見 ◆お引越しのときなどに、まとめて簡単に住 たいときにご契約内容や事故対応状況 所・電話番号の変更手続きをしていただ

けます。



をご覧いただけます。

損保ジャパン日本興亜 マイページ



(注)マイページは、個人のお客さま専用のサービス です。また、マイページの各種機能は、ご契約の 内容によっては対象外の場合があります。

詳しくは損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト (http://www.sjnk.co.jp/mypage/)をご覧

こんな便利な機能をお使いいただけます。

◆お取引のある代理店へ、保険のお見積もり

やご加入相談をしていただけます。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関) ◆おかけ間違いにご注意ください。

揖保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受 けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手 続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で 問題を解決できない場合は一般社団法人日本損害保険協会に解決 の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 「そんぽADRセンター」

0570-022808 IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 [受付時間] 平日:午前9時15分~午後5時

〈通話料有料〉(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (http://www.sonpo.or.ip/)

このパンフレットは、一般社団法人 ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会が、第三者の公正な審査を経て、ユーザーにとって 見やすく配慮されたデザインであると認証したものです。

お問い合わせ先



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL:03-3349-3111 <公式ウェブサイト> http://www.sjnk.co.jp/

(SJNK16-50359 2016.10.11) (16090298) 401116 -0300



損保ジャパン日本興亜

平成29年1月改定

プログラックガの 積立保険

積立傷害保険



プログライガの 積立保険

積立傷害保険

「THEケガの積立保険」は、

積立型の傷害保険なので、

「積立機能」も「補償機能」もあります!

将来に備えた積み立てをしませんか?

- □ご夫婦で温泉旅行にいくために
- □ お子さまの教育資金に備えて
- □ゴルフ用品の購入のために





ケガに対する備えは大丈夫ですか?

- □ 交通事故にあいケガをした場合の補償が心配
- □ 仕事中、通勤途中にケガをした場合の補償が心配
- □ スポーツ中や旅行中にケガをした場合の補償が心配
- □ 家事や休日のレクリエーションなどでケガをした場合の補償が心配

おすすめする4つのポイント!

満期時には、

うれしい満期返れい金がお手元に



将来のライフプランをより充実させたい方に魅力的な保険です。

*詳細は、P.3~4をご覧ください。

ケガに対する確かな備え 長期入院も安心

日本国内・国外を問わず、仕事中やスポーツ中を含め、 24時間いつでもどこでも、傷害事故を補償します。 また、ケガによる長期入院も安心。

入院は入院日数に対し、1,000日を限度として補償します。

(注)積立傷害保険では「病気」は補償の対象になっていません。 「ケガ」だけでなく「病気」にも備えるには、

医療保険等にご加入いただく必要があります。



*詳細は、P.3~4をご覧ください。

お一人でも、ご夫婦でも、ご家族でも

家族構成に合わせて、ケガの補償の対象となる方を選択できます。 ご契約後に家族構成が変わった場合も、型の変更ができます。



夫婦型



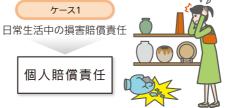
(注)家族型で、配偶者を補償の対象外とすることもできます。

*詳細は、P.4 をご覧ください

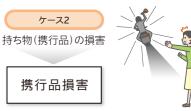
POINT

ライフスタイルに合わせた追加補償

ケガだけでなく、賠償事故や、身の回り品の損害等、さまざまなリスクに備える特約をセットできます。



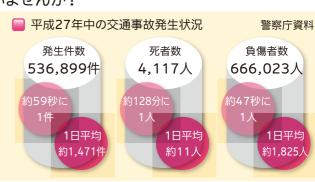




*詳細は、P.7~8 をご覧ください。

自分は交通事故にあわない、ケガをしないと思っていませんか?

■ 平成26年1年間にケガで救急搬送された方は、 日本国内で約140万人にのぼります。 808.072人 600,000 - 508,013人 400,000 200,000 50,461人 38,231人 交通事故 労働災害 運動競技 一般負傷 平成27年 消防白書 「救急自動車による事故種別救急搬送人員(都道府県別合計)」



いざというときのために、備えを万全にしましょう。

満期時には、うれしい満期返れい金がお手元に

● 保険期間が満了^(※1)し、保険料全額の払込みが終了している場合は、満期返れい金を お受け取りいただけます。

積立部分の保険料は、損保ジャパン日本興亜が責任をもって運用し、運 用利回りが予定の利回りを超えた場合は、保険期間の満了時に満期返 れい金にプラスして契約者配当金をお支払いします。

なお、契約者配当金の額は、保険期間および払込方法等により異なり ます。積立部分の保険料の運用利回りが予定の利回りを超えなかった 場合、契約者配当金はお支払いしません。

(※1)保険期間の終期までご契約が有効に存続することをいいます。以下同様と します。

例えば、旅行、ショッピング等楽しみが広がります。



温泉旅行



ゴルフ用品の購入

● 保険金を何度お支払いしても、 満期返れい金が減額されることは ありません。

ただし、補償の対象となるご本人の死亡保険金をお支払いした場 合、または、同一保険年度^(※2)内に生じた事故で後遺障害保険金額 の全額をお支払いした場合は、その事故が発生した時点でご契約 は終了し、満期返れい金はお支払いしません。

(※2)保険年度とは、初年度については、保険期間の初日から1年間、次年 度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間を いいます。以下同様とします。

● ご契約は有効なまま、5万円以上を ご用立てする貸付制度があります。



ケガに対する確かな備え

● 基本補償(ケガの補償)で支払われる保険金の種類

死亡保険金

事故の発生の日から 180日以内

事故の発生の日から 後遺障害保険金 180日以内

入院保険金

入院1日目から補償

手術保険金

通院保険金

通院1日目から補償

死亡・後遺障害保険金額の全額

死亡•後遺障害保険金額

入院保険金日額

入院保険金日額

後遺障害の程度に応じた割合 $(4\% \sim 100\%)$

入院日数 1,000日限度

10倍(入院時)・5倍(外来時)

(注)1事故につき1回の手術にかぎります

通院保険金日額

30日限度(事故の発生の日から1,000日以内)

(注)通院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。

■ 基本補償の対象となる方の範囲

被保険者(保険の対象となる方)の範囲



個人型

本人

夫婦型

本人、本人の配偶者



家族型

本人、本人の配偶者、その他の親族



家族型

本人、その他の親族

(注)親族とは、本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。

家族型(配偶者対象外) 「本人」の①同居の親族②別居の未婚の子

家族型におけるその他の親族の範囲については

「本人」または「本人の配偶者」の①同居の

親族②別居の未婚(これまでに婚姻歴がな

いことをいいます。以下同様とします。) の子

をいいます。

をいいます。

以下の通りです。

家族型

(詳細はP.19をご覧ください。)

● 基本補償(ケガの補償)対象事故

普通傷害

日本国内および国外で生じた事故(交通事故やその他「急激かつ偶然な外来の事故(※3)」を いいます。以下同様とします。)によるケガ(※4)が対象です(仕事中やスポーツ中の事故も対 象となります。)。

交通傷害

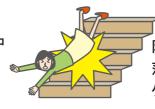
交通事故でのケガに限定することもできます。(「交通傷害危険のみ補償特約」をセット)

お支払いの 対象となる 主な場合



普通傷害

ゴルフ中 にケガ



階段から 落ちて



はねて

交通傷害



駅構内(※)の 階段で転んで ケガ

(※)駅の改札口を入ってから 改札口を出るまでの間



車で 衝突して ケガ

お支払いの す象とならなし 主な場合





またこれらによる 津波によるケガ

ピッケルなどを使用する山岳登はん、 スカイダイビング等の 危険なスポーツを行っている間に 生じたケガ

無資格運転・酒気を帯びた状態で運転をしている間に生じたケガ むちうち症(医学的他覚所見のないもの)

戦争・暴動(テロ行為を除きます。)等によるケガ

ケガの原因が被保険者

の身体の外からの作用

によることをいいます。

脳疾患・心神喪失によるケガ 犯罪行為・闘争行為等によるケガ

保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

など

(3)

「急激」 突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるや かに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケ ガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

「偶然」 とは

「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然 である」「原因・結果とも偶然である」のいずれか に該当する予知されない出来事をいいます。

(※4)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス

「外来」

性食中毒は含みません。以下同様とします。

上記は、お支払いの対象となる場合・お支払いの対象とならない場合

の主なものです。詳細は、P.9に記載されていますので、必ずご確認ください。

おすすめプラン

お客さまに合わせた多彩な プランをご用意しています。

携行品損害補償特約

カメラ等の持ち物(携行

品)の破損・盗難の補償

*保険料については取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

日常生活のケガ 等のアクシデントに備えたい方に

スタンダードプラン

特約

基本補償

(普通傷害)

基本補償

(交通傷害

ケガの補償と、身近な危険に備える特約を

犯罪等に巻き込まれ亡

くなられたり、重度後遺

障害を被られた場合の

被害事故補償特約

死亡保険金 後遺障害保険金

基本補償

(普诵傷害)

基本補償

(普诵傷害)

入院保険金 手術保険金 诵院保険金

個人型

夫婦型



基本補償の対象となる方の範囲について



(注)個人賠償責任補償特約、受託品賠償責任補償特約およびホールインワン・アルバトロス費用 補償特約の補償の対象となる方の範囲は、P.13~14、P.17をご覧ください。

ゴルフ中や日常生活 のさまざまなアクシデントに備えたい方に

個人賠償責任補償特約



基本補償で支払われる保険金

ケガの補償と、ゴルファーのニーズに応える特約を セットしたプランです。

被害事故補償特約



他人にケガを負わせたり、 他人の財物を壊した場合

犯罪等に巻き込まれ亡 くなられたり、重度後遺 障害を被られた場合の

カメラ等の持ち物(携行 品)の破損・盗難の補償

キャンセル費用補償特約

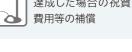


旅行等のキャンセル費用



ホールインワン・アルバトロスを 達成した場合の祝賀会開催の

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約



交通事故によるケガ 等のアクシデントに備えたい方に

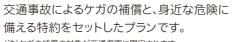
個人賠償責任補償特約

他人にケガを負わせたり、

他人の財物を壊した場合

の損害賠償責任の補償







交傷スタンダードプラン

備える特約をセットしたプランです。 (注)ケガの補償の対象が交通傷害に限定されます。



特約

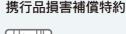
個人賠償責任補償特約



他人にケガを負わせたり、 他人の財物を壊した場合 の損害賠償責任の補償

被害事故補償特約

犯罪等に巻き込まれ亡 くなられたり、重度後遺 障害を被られた場合の





カメラ等の持ち物(携行 品)の破損・盗難の補償

女性をとりまくさまざまな不安 に備えたい方に



携行品損害補償特約

ケガの補償と、女性のことを考えた特約をセットしたプランです。



個人賠償責任補償特約



他人にケガを負わせたり、 他人の財物を壊した場合 の損害賠償責任の補償





カメラ等の持ち物(携行 品)の破損・盗難の補償



顔面傷害倍額支払特約



顔等のケガで手術した場 合、入院•通院保険金日 額を2倍の額にして補償



犯罪等に巻き込まれ亡くな られたり、重度後遺障害を

キャンセル費用補償特約



] 死亡または入院による、旅 行等のキャンセル費用の

お子さまのケガや万一の場合の養育資金の不安に備えたい方に



お子さまのケガや、万一の場合の養育・教育資金を準備するプランです。

被害事故補償特約





他人にケガを負わせたり、 他人の財物を壊した場合の損害賠償責任の補償

熱中症危険補償特約

特約:個人賠償責任補償特約



日射または熱射による 身体の障害を補償

犯罪等に巻き込まれ亡くなら れたり、重度後遺障害を被ら れた場合の増額補償

細菌性食中毒および ウイルス性食中毒補償特約



細菌性食中毒およびウイ ルス性食中毒の補償

後遺障害保険金の 追加支払に関する特約



後遺障害を被られた場合 の追加補償

育英費用補償特約



扶養者がケガで亡くなら れたり、重度後遺障害を 被られた場合の、お子さ まの育英費用の補償

ご希望に合わせたプラン を設計したい方に

フリープラン

基本補償 (普诵傷害)

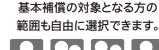
または

基本補償 交通傷害

特約

特約を必要に応じて追加してください。

※組み合わせができない特約もあります。 ※基本補償のみの設定もできます。











各特約の詳細は、次のページをご覧ください。

約

主な特約(オプション)

*下記特約および下記以外の特約の詳細につきましては、

次ページ以降の「THE ケガの積立保険の補償内容」をご確認ください。

*複数のご契約に特約等をセットされた場合は、補償に重複が生じることがあります。



個人賠償責任補償特約

国内•国外補償

示談交渉サービス付(※) <国内で発生した事故のみ>

日常生活中の偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと 等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。免責金額 (自己負担額)はありません。



(※)示談交渉サービスの詳しい内容については裏表紙の示談交渉サービスについてを ご覧ください。

例えばこのような場合にお支払いの対象となります

買い物中に商品を 壊してしまった

自宅の塀が倒れ 通行人がケガをした 飼い犬が他人に 噛み付いた

こどもがボールで 他人の家の窓を割った

例えばこのような場合はお支払いの対象となりません

職務遂行に起因

犯罪行為·闘争行為

自動車運転中

地震、噴火または これらによる津波



被害事故補償特約

犯罪・ひき逃げによる事故(被害事故)にあい、亡くなられたり重度の後遺障害を被ら れた場合、死亡保険金、後遺障害保険金のほかに、約款に基づき算出した損害額を保 険金額を限度にお支払いします。(加害者からの賠償金等は差し引かれます。)



例えばこのような場合に お支払いの対象となります

> ひき逃げ事故にあい、 重度の後遺障害を被られた

例えばこのような場合はお支払いの対象となりません

被害事故を発生させた者が、次のいずれかに該当する事故

- (1)被保険者(保険の対象となる方)の配偶者
- (2)被保険者(保険の対象となる方)の直系血族
- (3)被保険者(保険の対象となる方)の3親等以内の親族
- (4)被保険者(保険の対象となる方)の同居の親族



携行品損害補償特約

偶然な事故により、被保険者(保険の補償を受けられる方)の居住する住宅外で被 保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合に保険金 をお支払いします。免責金額(自己負担額)は1事故につき3,000円です。

〈ご注意〉1保険年度ごとに携行品損害補償特約の保険金額が限度となります。 乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万円を 損害額の限度とします。



例えばこのような場合に お支払いの対象となります

買い物中に財布が盗まれた

旅行先でカメラを落とし壊してしまった

プレー中にゴルフクラブが折れた

例えばこのような場合はお支払いの対象となりません

置き忘れ・紛失

レンタル品、会社の備品

地震、噴火 またはこれらによる 津波による事故

以下の被保険者が所有する身の回り品は お支払いの対象となりません。

携帯電話・スマートフォン、ノート型パソコン、コンタク トレンズ、眼鏡、義歯、動物、植物、自転車、原動機付自 転車、バイク、自動車、ゴーカート、船舶、航空機、クレ ジットカード、プリペイドカード、サーフボード など

特定感染症危険補償

国内·国外補償

特定感染症(※)を発病した場合、後遺障害・入院・通院の各保険金、死 亡による葬祭費用保険金をお支払いします。なお保険の開始日から10 日以内に発病した場合等は、お支払いできません。

(※)特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症 をいいます。詳しくは、P.10をご覧ください。



受託品賠償責任

日本国内での受託品について 国内·国外補償

偶然な事故により日本国内で他人から受託した財物に国内または国外 で損害を与え、正当な権利を有する方に対し、法律上の損害賠償責任 を負われた場合に保険金をお支払いします。免責金額(自己負担額)は 1事故につき5,000円です。

(注)示談交渉サービスはありません。



天災危険補償特約

国内•国外補償

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガについて補償します。



顔面傷害倍額支払特約

国内·国外補償

顔面等のケガで手術を受けた場合、入院・通院保険金を、ご契約金額の2 倍にしてお支払いします。(性別を問わずご加入できます。)



後遺障害保険金の 追加支払に関する特約

国内·国外補償

約款に基づく所定の要件を満たした場合、後遺障害保険金について、ご 契約時に指定した倍数を乗じた額を追加してお支払いします。



熱中症危険補償特約

国内·国外補償

日射または熱射によって、お子さまが身体に障害を被った場合に補償し ます。

(注)熱中症危険補償特約と細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補 償特約はセットでのご加入となります。



細菌性食中毒および ウイルス性食中毒補償特約

国内·国外補償

お子さまの細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を補償します。

(注)熱中症危険補償特約と細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償 特約はセットでのご加入となります。



介護保険金補償特約

国内·国外補償

偶然な事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日 以内に重度後遺障害を被り要介護状態となった場合、事故の発生の日から その日を含めて181日目以降の要介護状態である期間に対して、1年あた り介護保険金年額をお支払いします。



育英費用補償特約

国内·国外補償

保険証券記載の扶養者の方が、傷害事故が原因で亡くなられたり重度 の後遺障害を被られた場合にお支払いします。

(注)「保険料の払込免除に関する特約」をあわせてセットされたご契約に おいて、育英費用保険金をお支払いした場合は、翌保険年度以降 の保険料はいただきません。



家事代行費用補償特約

国内·国外補償

家事従事者がケガで入院し、家事ができなくなった場合のホームヘルパー雇 入費用、清掃代行サービス利用料等をお支払いします。



救援者費用等補償特約

国内·国外補償

旅行中等に遭難した場合、捜索救助等の費用をお支払いします。



キャンセル費用補償特約

国内·国外補償

被保険者、被保険者の配偶者または1親等以内の親族の死亡または入 院により、予約していた特定のサービス(旅行等)の提供を受けられなく なった場合にキャンセル費用をお支払いします。



ホールインワン・アルバトロス →□□□ 費用補償特約

国内補償

日本国内でホールインワン・アルバトロスを達成した場合に、慣習として負 担する記念品の購入や祝賀会開催の費用(実費)等をお支払いします。

(注)本特約における被保険者の範囲は、基本補償とは別に、個人型、夫 婦型、家族型または家族型(配偶者対象外)の中から選択します。

(7)

がセットされていない契約は90日を

(注)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複しては通院保険金を

限度とします。

お支払いしません。

1-1 ケガの補償 基本補償

1-1 ケガの補償 基本補償			
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	
承 死亡 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)死亡保険金のお支払いに際し、その原因となった事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故によるケガに対して、すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額からその金額を差し引いた額をお支払いします。	
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害を被られた場合	後遺障害の程度(第1級〜第14級)に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%〜100%をお支払いします。 (注)同一の保険年度に生じた事故によるケガに対して、すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額からその金額を差し引いた額を限度にお支払いします。	
入院保険金 入院1日目 から補償	事故によりケガをされ、入院された 場合	入院日数に対し、1,000日を限度として1日につき、入院保険金日額をお支払いします。	
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの 治療のために病院または診療所に おいて、以下①または②のいずれ かの手術を受けられた場合 ①公的医療保険制度における医科診 療報酬点数表に、手術料の算定対 象として列挙されている手術(**1) ②先進医療に該当する手術(**2) (**1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒 手的な整復術・整復固定術および授 動術、抜歯手術 (**2)先進医療に該当する手術は、治療を 直接の目的としてメス等の器具を用 いて患部または必要部位に切除、摘 出等の処置を施すものにかぎります。	入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額を手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。	
通院保険金 通院1日目から補償	事故によりケガをされ、通院(※)された場合 (※)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。	事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院の日数に対し、30日(※)を限度として、1日につき、通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 (※)通院保険金をお支払いしません。 (※)通院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。この特約	

①故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為 または闘争行為による事故

保険金をお支払いできない主な場合

- ②酒気を帯びた状態での運転、無資格運転をしている間に生じた事故または麻薬等の影響下での運転中の事故
- ③脳疾患、疾病または心神喪失による事故
- ④ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを 含みます。)、航空機操縦中(職務として操縦す る場合を除きます。)またはスカイダイビング 等の危険な運動を行っている間の事故
- ⑤妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その 他の医療処置
- ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰 痛等で医学的他覚所見(※1)のないもの(原因が いかなる場合であってもお支払いしません。)
- ⑦自動車、原動機付自転車等による競技、競争も しくは興行(いずれも練習を含みます。)等の 間の事故
- ⑧プロボクサー等危険な職業に従事している間の事故
- ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故
- ⑩戦争、暴動(テロ行為^(※2)を除きます。)等による事故など
- 交通傷害危険のみ補償特約をセットした場合は、上記①②③⑤⑥⑦⑨⑩および下記の事故については、保険金をお支払いしません。
- ・船舶乗組員、漁業従事者の方等が職務のため、 船舶に搭乗している間の事故
- ・航空運送事業者が路線を定めて運行する航空 機以外の航空機を操縦している間、またはその 航空機に搭乗することを職務とする被保険者が 職務上搭乗している間の事故
- ・グライダー、飛行船等に搭乗中の事故
- ・職務として従事中の運搬作業または点検、整備作業等に直接起因して生じた事故 など
- (※1)理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- (※2)テロ行為とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 以下同様とします。

	特定感染症(※)を発病し、その直接の結果として発病の日からそ
	の日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合や入
	院または通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180
	日限度)、通院保険金(180日以内の通院に対し、90日限度)を
	お支払いする特約です(死亡保険金、手術保険金はお支払いし
	ません。)。なお、保険責任開始前または保険責任開始日からそ
J	の日を含めて10日以内に発病した場合等は保険金をお支払い
	できません。(ただし、本特約をセットした継続契約の場合は、
	10日以内の発病に対しても保険金をお支払いします。)
	(※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す

- (※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。平成28年8月現在、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものにかぎります。)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型がH5N1またはH7N9であるものにかぎります。)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)、腸チフス、パラチフスが該当します。
- (注)天災危険補償特約をあわせてセットした場合でも、地震もしくは噴火または これらによる津波を原因とした特定感染症の発病に対しては保険金をお支 払いできません。

<葬祭費用補償> 発病日からその日を含めて180日以内に被保険者が亡くなられた場合の葬祭費用に対しても、300万円を限度としてその費用をお支払い

< 葬祭費用対象外> 葬祭費用はお支払対象 外です。

交通傷害危険のみ 補償特約

特定感染症危険補償

(葬祭費用補償)特約

特定感染症危険補償

(葬祭費用対象外)特約

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金について、支払いの対象となるケガを特約に定める「交通事故等(*1)によるケガ」に限定します。

- (※1)交通事故等とは、①交通乗用具(電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)等は除きます。)との接触、衝突等の交通事故②交通乗用具に搭乗中(※2)の事故 ③乗客(入場客を含みます。)として駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故④交通乗用具の火災等の事故をいいます。
- (※2)正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないよう仕切られた場所等を除きます。)に搭乗している間。ただし、極めて異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

天災危険補償特約

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金について、「地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ」をお支払いの対象に含めます。

(注)特定感染症危険補償特約をあわせてセットした場合、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とした特定感染症の発病に対しては、保険金をお支払いできません。

顔面傷害倍額支払特約

顔面、頭部または頸(けい)部のケガで、その部分の治療について切開、縫合および補てつ等の外科手術または歯科手術を受けた場合に、入院保険金日額または通院保険金日額を 2倍の額にしてお支払いします。

償

内

容

1-2 基本補償の内容を限定または拡大する特約

1 110 150 - 1 5 1 - 1 5 1	
	保険金をお支払いする主な場合
後遺障害保険金の 追加支払に関する特約	被保険者がケガをし、その結果、後遺障害保険金をお支払いした場合において、ケガをした日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者が生存していることを条件に、後遺障害保険金に保険証券記載の倍数を乗じた額を追加してお支払いします。
後遺障害等級限定補償特約 (第1級~第3級)	補償の対象となる後遺障害を第1級〜第3級相当に限定する特約です。
熱中症危険補償特約	学校教育法に定める学校の学生、生徒、児童または園児等である被保険者の日射または熱射による身体の障害に対しても、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、 通院保険金をお支払いします。
細菌性食中毒および ウイルス性食中毒補償特約	学校教育法に定める学校の学生、生徒、児童または園児等である被保険者が、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒によって被った中毒症状に対して死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いします。
入院保険金および 手術保険金対象外特約	入院保険金および手術保険金をお支払いしないこととする特約です。
通院保険金対象外特約	通院保険金をお支払いしないこととする特約です。
入院保険金支払限度日数 変更特約(支払限度日数180日)	入院保険金をお支払いする入院日数を180日を限度とする特約です。

2 被害事故の補償 特約補償(オプション)

	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
被害事故	被保険者が犯罪被害による事故(※)	本特約で規定する算定基準によ	①故意または重大な過失、自殺行為、犯
補償特約	またはひき逃げによる事故により、	り損害額を算出し、下記の項目が	罪行為または闘争行為による事故
	亡くなられたり重度の後遺障害を	ある場合は、その金額を差し引	②頸(けい)部症候群(いわゆる「むちう
	被られた場合	き、1回の事故につき被害事故補	ち症」)、腰痛等で医学的他覚所見の
	(※)人の生命または身体を害する意図を	償の保険金額を限度に保険金を	ないもの(原因がいかなる場合で
	もって行われた行為により、被保険者の	お支払いします。	あってもお支払いしません。)
	生命または身体が害される事故をいいます。	①自賠責保険等からの給付	③被害事故を発生させた者が、次のい
		②対人賠償保険(共済)からの給付	ずれかに該当する事故
		③加害者等から取得した賠償金	(1) 被保険者の配偶者
		④労働者災害補償制度による給付	(2) 被保険者の直系血族
		⑤犯罪被害者等給付金の支給等	(3) 被保険者の3親等以内の親族
		による犯罪被害者等の支援に	(4) 被保険者の同居の親族
		関する法律による給付	④地震もしくは噴火またはこれらによ
		⑥その他同種の保険(共済)から	る津波による事故
		の給付	⑤戦争、暴動(テロ行為を除きます。)
			等による事故 など

2 介護の補償 特約補償(オプション)

保険金をお支払いする主な場合 お支払いする保険金の額 保険金をお支払いできない主な場合 **介護保険金** 被保険者が事故によるケガのため | 事故の発生の日からその日を含 | *基本補償の「保険金をお支払いでき 補償特約 に、事故の発生の日からその日を めて181日目以降の要介護期間 ない主な場合」と同じです。 含めて180日以内に重度の後遺障 に対して、要介護状態であるかぎ 害を被り、医師(※)の診断により本り、1年間につき保険証券記載の 特約に規定する要介護状態と認め 介護保険金年額をお支払いしま す。(要介護期間に端日数がある られる場合 (※)被保険者が医師である場合は、被保険|場合は、1年を365日とした日割 者以外の医師をいいます。 計算により介護保険金の額を決

(注)交通傷害危険のみ補償特約、天災危険補償特約または熱中症危険補償特約をセットする場合、限定・拡大する保険金に、介護保険金も含まれます。

定します。)

3 物の損害の補償 特約補償(オプション)

携行品損害 補償特約

保険金をお支払いする主な場合 偶然な事故により携行品に損害が一被害物の再調達価額(※1)を基準に 生じた場合

- (注)「携行品」とは被保険者の居住の用に供 (1事故につき3,000円)を差し引 される保険証券記載の住宅(物置、車庫 その他の付属建物を含み、敷地は含み ません。)外において被保険者が携行し ている被保険者所有の身の回り品をい います。
- ◆次のものは保険の対象となりません。
- ·船舶、航空機、自動車、原動機付自転 車、ゴーカート
- ・自転車、サーフボード、ラジコン模型 ・携帯電話・スマートフォン、ノート型 パソコン
- ・義歯、コンタクトレンズ、眼鏡
- •動物、植物
- 手形、クレジットカード

など

お支払いする保険金の額

算出した損害額(※2)から免責金額 いた額をお支払いします。ただし、 お支払いする保険金の額は、1保 険年度ごとに携行品損害の保険 金額が限度となります。

- 地および時において保険の対象と 同一の構造、質、用途、規模、型、能 力のものを再取得するのに必要な 額をいいます。修理が可能な場合 価額または修繕費のいずれか低い 方でお支払いします。
- (※2)被害物が貴金属等の場合、お支払 生じた地および時における保険の 対象の価額によって定めます。
- (注)乗車券等、通貨、小切手、預貯金証 書、印紙または切手については合計 して5万円を損害額の限度とします。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①故意または重大な過失
- ②無資格運転、酒気を帯びた状態での 運転または麻薬等により正常な運転 ができないおそれのある状態での 運転
- ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④欠陥
- (※1)「再調達価額」とは、損害が生じた | ⑤自然の消耗または性質によるさび、 かび、変色、ねずみ食い、虫食い等
 - ⑥機能に支障のないすり傷、塗料のは がれ等
 - は、保険金額を限度として、再調達 | ⑦偶然な外来の事故に直接起因しな い電気的・機械的事故
 - ⑧置き忘れまたは紛失
 - いする保険金の額は、その損害が | ⑨楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の 切断または打楽器の打皮の破損
 - ⑩楽器の音色または音質の変化 など



4 賠償責任の補償 特約補償(オプション)

責任を負われた場合。

個人賠償 責任補償 特約

保険金をお支払いする主な場合 被保険者(※)が、他人にケガを負わ一被保険者の負担する損害賠償金 せたり、他人の財物を壊したりした

(※)本特約における被保険者とは次の方を いいます。

①本人

②配偶者

- ③本人またはその配偶者の同居の親族 または別居の未婚の子
- ④本人が未成年者または責任無能力 者の場合、親権者、その他の法定の 監督義務者および監督義務者に代 わって本人を監督する方(本人の親 族にかぎります。)。ただし、本人に関 する事故にかぎります。
- ⑤②または③のいずれかの方が責任無 能力者の場合、親権者、その他の法 定の監督義務者および監督義務者に 代わって責任無能力者を監督する方 (その責任無能力者の親族にかぎり ます。)。ただし、その責任無能力者に 関する事故にかぎります。
- (注)被保険者の続柄は損害の原因となった 事故発生時におけるものをいいます。

お支払いする保険金の額

および費用(※)の合計金額をお支 こと等によって、法律上の損害賠償 払いします。ただし、1回の事故に つき損害賠償金は個人賠償責任 の保険金額を限度とします。

- (※)応急手当・護送費用・訴訟費用等を いいます。
- (注)賠償金額の決定については事前に 損保ジャパン日本興亜の承認が必 要です。

保険金をお支払いできない主な場合

- <賠償責任の補償>共通
- ①故意による賠償責任
- ②職務遂行に直接起因する賠償責任
- ③同居の親族に対する賠償責任 ④地震もしくは噴火またはこれらに
- よる津波によって被った賠償責任 ⑤心神喪失に起因する賠償責任
- <個人賠償責任補償特約>固有
- ①暴行、殴打による賠償責任
- ②航空機、船舶および自動車・原動機 付自転車等の車両(※)、銃器の所 有、使用、管理に起因する賠償責任 ③他人から借りたり、預かったりした
- 物に生じた賠償責任
- ④環境汚染に起因する損害賠償責任
- (※)次の(1)~(3)までのいずれかに該当する ものを除きます。
 - (1)主たる原動力が人力であるもの
 - (2)ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カー ト(ただし、ゴルフ・カート自体の損壊 により発生する貸主への損害賠償責 任に対しては保険金をお支払いしま せん。)
 - (3)身体障がい者用車いすおよび歩行 補助車で、原動機を用いるもの

4 賠償責任の補償 特約補償(オプション)

責任補償 特約

受託品賠償 被保険者(※)が日本国内において受 | 被保険者の負担する損害賠償金 託した財物(以下「受託品」といいま および費用(訴訟費用等)の合計 す。)に、日本国内および国外で損壊 | 金額をお支払いします。ただし、 もしくは盗取等が発生し、受託品に「損害賠償金については、受託品」 ついて正当な権利を有する者に対 の時価(※1)を基準に算出した損

保険金をお支払いする主な場合

- (※)本特約における被保険者は、個人賠償 | し引いた額とし、お支払いする損 責任補償特約と同様になります。
- ◆次のものは保険の対象となりません。

た場合。

- ①通貨、預貯金証書、株券、手形その他 の有価証券、印紙、切手、設計書 ②貴金属、宝石、書画、骨とう、美術品
- ③自動車、原動機付自転車、船舶、航空機 ④鉄砲、刀剣
- ⑤ピッケル等の登山用具を使用する山岳 登はん、ロッククライミング(フリークラ イミングを含みます。)、リュージュ、スカ イダイビング、ハンググライダー等を 行っている間に使用する道具 など

お支払いする保険金の額

し、法律上の損害賠償責任を負われ | 害額から免責金額(自己負担額。 1回の事故につき5,000円)を差 害賠償金の額は、1回の事故につ き、受託品賠償責任の保険金額 を限度(※2)とします。なお、賠償金 額の決定については、事前に損 保ジャパン日本興亜の承認が必

> (※1)時価とは、同等なものを新たに購入 するのに必要な金額から、使用や 経過年月による消耗分を差し引い て現在の価値として算出した金額 をいいます。修理が可能な場合は、 保険金額を限度として、時価額また は修繕費のいずれか低い方の金額 をお支払いします。

要です。

(※2)1保険年度ごとに保険金額を限度 とします。

保険金をお支払いできない主な場合

- <賠償責任の補償>共通
- ①故意による賠償責任
- ②職務遂行に直接起因する賠償責任
- ③同居の親族に対する賠償責任
- ④地震もしくは噴火またはこれらに よる津波によって被った賠償責任
- ⑤心神喪失に起因する賠償責任
- <受託品賠償責任補償特約>固有 ①受託品が委託者に引き渡された 後に発見された受託品の損壊
- ②受託品について、取り扱い上の注 意に著しく反したり、本来の用途 以外に受託品を使用したことによ る賠償責任
- ③自然の消耗または性質による変 質•変色、欠陥
- 4 ねずみ食い、虫食い
- ⑤屋根、扉、窓等から入る雨、雪また は雹(ひょう)による損壊
- ⑥電気的・機械的事故

など



5費用の補償特約補償(オプション)

育英費用 補償特約

によるケガが原因で、事故の発生の 日からその日を含めて180日以内 に亡くなられたり重度の後遺障害 を被られた場合

保険金をお支払いする主な場合

お支払いする保険金の額

お支払いします。

- (注1)育英費用保険金をお支払いした場 合、被保険者が独立して生計を営む ようになった場合、または扶養者が いなくなった場合は、育英費用補償 特約は効力を失います。この場合、 既に払い込まれた保険料について、 損保ジャパン日本興亜の定める方 法により計算した額を返還する場合 があります。
- (注2)「保険料の払込免除に関する特約」 をあわせてセットしたご契約にお いて育英費用保険金をお支払いし た場合は、傷害事故が発生した日 の属する保険年度の翌保険年度以 降の保険料の払込みを免除しま い以外等の事由により育英費用補 償特約が失効した場合は、「保険料 の払込免除に関する特約」も効力 を失います。
- (注3)育英費用を補償する保険等を複数 ご契約されても、保険金のお支払 い限度額は、それらのご契約のうち 最も高い保険金額となります。他の 保険契約等から保険金が支払われ た場合は、複数のご契約のうち最も 高い保険金額からその金額を差し 引いてお支払いします。ただし、こ の契約の育英費用の保険金額を限 度とします。

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険証券記載の扶養者の方が、事故|育英費用の保険金額の全額を|①故意または重大な過失、自殺行為、犯 罪行為または闘争行為による事故
 - ②酒気を帯びた状態での運転、無資格 運転をしている間に生じた事故または 麻薬等の影響下での運転中の事故
 - ③脳疾患、疾病または心神喪失による 事故
 - ④妊娠、出産、早産、流産または外科的 手術その他の医療処置
 - ⑤保険証券記載の扶養者が亡くなられ たり重度の後遺障害を被られた時点 で被保険者を扶養していない場合
 - ⑥地震もしくは噴火またはこれらによ る津波による事故
 - す。ただし、育英費用保険金の支払 | ⑦戦争、暴動(テロ行為を除きます。) 等による事故 など

育英費用の補償内容を拡大する特約

天災危険補償特約(育英費用補償特約用)…育英費用保険金について、「地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって 生じたケガ」をお支払いの対象に含めます。

家事代行 費用補償 特約

家事従事者(※)である被保険者が、基 | 入院保険金の支払を受けるべき | ①傷害事故発生時に被保険者が家事 本補償の入院保険金をお支払いす る場合において、家事を代行するた一記のサービス利用費用をお支払 めに下記のサービスを利用し、費用しいします。ただし、お支払いする保 を負担したとき。

- ・ホームヘルパー(職業とする方)の 雇い入れ費用
- ・清掃代行サービス業者の利用料
- •ベビーシッターの雇い入れ費用
- ・託児所・保育園等の利用料
- ・クリーニング代(配送費も含みま す。)の支出
- (※)「家事従事者」とは被保険者の家庭にお いて、炊事、掃除、洗濯等の家事を主と して行う方をいいます。

期間中に被保険者が負担した左 険金の額は、1回の事故につき、 [支払限度基礎日額]×[代行費用 を負担した総日数(入院保険金を 支払うべき日数を限度)]が限度と なります。(免責金額(自己負担額) は1事故につき5,000円)

- 従事者でなかった場合
- ②入院保険金をお支払いできない場 合のケガによる損害 など
- (注)天災危険補償特約をあわせてセットした場 合でも、地震もしくは噴火またはこれらによる 津波を原因とした入院に対しては家事代行 費用の保険金をお支払いできません。

5 費用の補償 特約補償(オプション)

救援者 費用等 補償特約

次のいずれかに該当した場合

保険金をお支払いする主な場合

- ①被保険者の搭乗する航空機もし くは船舶が行方不明になった、 あるいは遭難した場合
- り被保険者の生死が確認できな「度となります。 い場合
- ③急激かつ偶然な外来の事故によ り緊急な捜索・救助活動が必要 となった場合
- ④保険証券記載の居住の用に供さ れる住宅外で急激かつ偶然な 外来の事故によるケガが原因で 事故の発生の日からその日を含 めて180日以内に死亡または継 続して14日以上入院した場合

お支払いする保険金の額

ご契約者、被保険者またはその親 族の方が支出した次の費用をお 支払いします。ただし、お支払い する保険金の額は1保険年度ご ②急激かつ偶然な外来の事故によしとに救援者費用の保険金額が限

- ①捜索救助費用
- の交通費(2名分まで)、現地で の宿泊料(2名分まで、かつ1名 につき14日分まで)
- ③現地からの移送費用
- ④諸雑費(国外20万円、国内3万 円限度)
- (※)現地とは、事故発生地または被保険 者の収容地をいいます。

①故意または重大な過失、自殺行為、犯 罪行為または闘争行為による事故

保険金をお支払いできない主な場合

- ②酒気を帯びた状態での運転、無資格 運転をしている間に生じた事故または 麻薬等の影響下での運転中の事故
- ③脳疾患、疾病または心神喪失による 事故
- ②現地(※)に赴く被保険者の親族 | ④ピッケル等の登山用具を使用する山 岳登はん、ロッククライミング(フリー クライミングを含みます。)、航空機操 縦中(職務として操縦する場合を除き ます。)またはスカイダイビング等の危 険な運動を行っている間の事故
 - ⑤妊娠、出産、早産、流産または外科的 手術その他の医療処置
 - ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むち うち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 のないもの(原因がいかなる場合で あってもお支払いしません。)
 - ⑦地震もしくは噴火またはこれらによ る津波による事故
 - ⑧戦争、暴動(テロ行為を除きます。) など 等による事故

キャンセル 費用補償 特約

被保険者、被保険者の配偶者また キャンセル費用を1保険年度ごと は1親等以内の親族の死亡または にキャンセル費用の保険金額を限 入院により、被保険者が予約してい 度にお支払いします。(免責金額 た特定のサービス(旅行等)の提供 (自己負担額)は1事故につき、 を受けられなくなった場合に、被保 1,000円または損害額の20%の 険者または被保険者の法定相続人 がキャンセル費用を負担した場合

いずれか大きい額)

- ①故意または重大な過失、自殺行為、 犯罪行為または闘争行為による事故
- ②提供されるサービスが職務遂行に関 係するものである場合
- | ③酒気を帯びた状態での運転、無資格 運転をしている間に生じた事故または 麻薬等の影響下での運転中の事故
- ④妊娠、出産、早産または流産による 入院
- ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちう ち症」)、腰痛等で医学的他覚所見の ないもの(原因がいかなる場合で あってもお支払いしません。)
- ⑥地震もしくは噴火またはこれらによ る津波による事故
- ⑦戦争、暴動(テロ行為を除きます。) など 等による事故

補

償

場合

5費用の補償特約補償(オプション)

ホール インワン・ 費用補償 特約

保険金をお支払いする主な場合 日本国内にあるゴルフ場(※1)におい 被保険者が慣習として以下の① て、ゴルフ競技(**2)中にホールインワ **アルバトロス** ンまたはアルバトロス^(※3)を達成した

- (※1)日本国内に所在するゴルフ競技を行うため の施設で、9ホール以上を有し、かつ、いか なる名目であっても、施設の利用について 料金を徴するものをいいます。
- (※2)ゴルフ場において、他の競技者1名以上と 同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式 競技の場合は、他の競技者の同伴の有無 は問いません。)し、基準打数(パー)35以上 の9ホール(ハーフ)、または基準打数 (パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む 18ホールを正規にラウンドすることをいい ます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ター ゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴル フ類似のスポーツの競技を含みません。
- (※3)「アルバトロス」とは、各ホールの基準打数 (パー)よりも3つ少ない打数でボールが カップインすることをいいます。

★ご注意ください!

キャディを使用しないセルフプレー中に達成した ホールインワンまたはアルバトロスについては、 原則として保険金のお支払いの対象となりませ ん。ただし、以下の①から④までのいずれかを満 たす場合にかぎりお支払いの対象となります。

- ①そのゴルフ場の使用人が目撃(※4)しており、 署名または記名捺印された証明書が得られる
- ②会員となっているゴルフ場が主催または共催 する公式競技に参加している間のホールイン ワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参 加者または競技委員が目撃(※4)しており、署名 または記名捺印された証明書が得られる場合
- ③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日 時・ゴルファーの個別確認等が可能なもので、 第1打からホール(球孔)に入るまで連続した 映像のものにかぎります。)が提出できる場合
- ④同伴競技者以外の第三者(※5)が目撃(※4)し ており、署名または記名捺印された証明書が 得られる場合
- (※4)ホールインワンの場合は、被保険者が第1 打で打ったボールがホール(球孔)に入る ことを、その場で確認することをいいます。 アルバトロスの場合は、被保険者が基準 打数(パー)より3つ少ない打数で打った 最終打のボールがホール(球孔)に入るこ とを、その場で確認することをいいます。
- (※5)例えば、前または後の組のプレーヤー、その ゴルフ場の従業員ではないがショートホー ルで開催している「ワンオンチャレンジ」等 の企画に携わるイベント会社の社員、また はゴルフ場に出入りする造園業者、飲食料 運搬業者、工事業者をいいます。

お支払いする保険金の額

から⑤までの費用を負担すること によって被る損害に対して、ホー ルインワン・アルバトロス費用の 保険金額を限度に保険金をお支 払いします。また、保険金をお支 払いした場合においても、保険金 額は減額しません。

- ①贈呈用記念品購入費用(現金、 商品券等は除きます。)
- ②祝賀会費用(※)
- ③ゴルフ場に対する記念植樹費用
- ④同伴キャディに対する祝儀
- ⑤その他慣習として負担すること が適当であると社会通念上認 められる費用。ただし、保険金 額の10%を限度とします。
- (※)ホールインワンまたはアルバトロス を行った日から3か月以内に開催さ れた祝賀会に要する費用をいいま す。なお、祝賀会としてゴルフ競技を 行う場合において、被保険者から損 保ジャパン日本興亜にゴルフ競技を 行う時期について告げ、損保ジャパ ン日本興亜がこれを認めたときは、 ホールインワンまたはアルバトロス を行った日から1年以内に開催され たゴルフ競技に必要とする費用を含 めることができます。
- 注1)ホールインワン・アルバトロス費用 を補償する保険等を複数ご契約さ れても、保険金のお支払限度額は、 それらのご契約のうち最も高い保 険金額となります。他の保険契約等 から保険金が支払われた場合は、 損害額からその金額を差し引いて お支払いします。ただし、このご契約 のホールインワン・アルバトロス費 用の保険金額を限度とします。
- (注2)ホールインワン・アルバトロス費用 補償特約は、アマチュアの方のみお 引受けできます。(ゴルフの競技ま たは指導を職業・職務として行う方 はお引受けの対象外となります。)

保険金をお支払いできない主な場合

- ①ゴルフの競技または指導を職業 としている方の行ったホールイ ンワンまたはアルバトロス
- ②ゴルフ場の経営者または従業 員がその所属するゴルフ場で 行ったホールインワンまたはア ルバトロス
- ③日本国外で行ったホールイン ワンまたはアルバトロス

など

囲語保険の用語の解説

ここでは、積立傷害保険「THE ケガの積立保険」の基本用語を解説します。

ご契約者(保険契約者)

保険会社に保険契約の申込みをする方をいいます。契約が 成立すれば、保険料の支払義務を負うことになります。

告知事項

危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項 とすることによって保険会社が告知を求めたものをいいます。

先進医療

病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準 を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な 医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類について は、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生 労働省ホームページをご覧ください。

(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensin iryo/kikan.html)

治療

医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。た だし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医 師による治療をいいます。

通院

病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受ける ことをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医 療器具等の受領等のためのものは含みません。

入院

自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常 に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

被保険者

保険の対象となる方のことをいいます。

保険金

被保険者が所定のお支払事由に該当された場合に、保険 会社がお支払いする金銭のことです。

保険金受取人

死亡保険金以外の保険金の受取人は被保険者本人になります。 死亡保険金については、法定相続人にお支払いします。 なお、死亡保険金受取人を特定の方とする場合は、保険会社

所定の方法により被保険者の同意を得る必要があります。

保険金額・保険金日額

ご契約いただいた保険契約で保険金をお支払いする事由に 該当された場合に、保険会社がお支払いする保険金の額 または限度額のことです。その金額は、ご契約者と保険会社 との契約によって定められます。

保険年度

初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降 については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間を いいます。

<例>

保険期間の初日 保険期間の (=保険始期日) 初日応当日 平成30年1月1日 平成29年1月1日



免責金額(自己負担額)

保険金をお支払いする事故が発生した場合に、契約者また は被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいい ます。損害額から自己負担額を差し引いた額を保険金として お支払いします。

(17)

◎被保険者の範囲について

被保険者の範囲は型により次のとおりとなります。

型	被保険者の範囲
個人型	本人(※1)
夫婦型	本人 ^(※1) 、本人の配偶者
家族型	本人(※1)、本人の配偶者、その他の親族(※2)
家族型(配偶者対象外)	本人(※1)、その他の親族(※3)

- (※1)保険契約申込書の被保険者欄に記載のご本人をいいます。
- (※2)本人またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子をい
- (※3)本人の同居の親族および別居の未婚の子をいいます。
- (注1)被保険者の続柄は、ケガまたは損害の原因となった事故発生時に おけるものをいいます。
- (注2)個人賠償責任補償特約、受託品賠償責任補償特約およびホール インワン・アルバトロス費用補償特約については、被保険者の範 囲が異なります。詳しくは各特約(P.13、P.14、P.17)の補償内容 をご確認ください。

◎満期時のご年齢について

満期時に満71歳以上満90歳以下の方を被保険者とする場合は、 「THE ケガの積立保険 まも~るプラン」でのご加入をご検討ください。 また、満期時に満70歳以上となる方を被保険者とする場合は、取扱代 理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。 ※ご契約者が法人の場合、お取扱いが異なる場合がございます。

◎引受制限について

年齢、引受条件により、お引受けをお断りすることや、お引受けの条件を 制限することがあります。

◎死亡・後遺障害保険金額の設定について

下記のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保 険金額は同種の危険を補償する他の保険契約と通算して1,000万円 が上限となります。

- ・被保険者が保険期間の初日において満15歳未満である場合
- ・ご契約者と被保険者が異なる契約において、被保険者の同意(署名・ 捺印)がない場合

◎死亡保険金受取人について

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を定め る場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。ま た、企業等を死亡保険金受取人とする場合は、被保険者となる方に、この 保険の加入についてご家族等に対し説明していただくようお伝えください。

◎保険料の払込猶予期間等の取扱い

- 1.第1回の分割保険料のお払込みがない場合は、保険金をお支払いし ません。
- 2.第2回目以降の分割保険料は、保険契約申込書記載の払込期日まで にお払い込みください。払込期日までに保険料を払込みいただけな かった場合は、払込猶予期間*(保険料を払込みいただけなかったこ とが故意による場合などを除き、払込期日の属する月の翌々月25日) 中に保険料をお払い込みください。

〈例〉月払のご契約でご指定の金融機関の振替日が26日の場合

19

1月 2月 3月 4月~ 26日払込期日 25日払込期日 T 3/25までに保険料の払込みがない場合、 払込期間 払込猶予期間 ご契約は効力を失います。

◎申込書のご記入にあたっての注意点

(告知義務等)

申込みの際は、保険契約申込書の記入事項に誤りがないかご確認くださ い。ご契約者または被保険者には、告知事項について、事実を正確にご回 答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について、事実を記入さ れなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を 解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- (注)積立傷害保険の場合、告知事項は「他の保険契約等(※)の加入状況」を いいます。
 - (※)傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約 の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約 または共済契約をいいます。

◎ご契約者が法人の場合について

- 1.法人が積立保険のご契約者となる場合は、自己資金でのご契約にかぎ らせていただきます。
- 2.ご契約者が法人の場合、セットされる特約が異なる場合があります。

◎育英費用補償特約について

- 1.育英費用補償特約は個人型のみにセットすることができます。
- 2.被保険者は、保険期間の末日において、「年齢が満23歳未満の方」ま たは「満23歳以上であっても学校教育法に定める学校の学生・生徒の 方」にかぎります。
- 3.原則として、被保険者と同居の親権者の方で、かつ被保険者の家族の 生計を維持されている方を扶養者とします。

◎更改いただく場合のご注意

積立傷害保険「THE ケガの積立保険」は、ご契約いただいておりました保 険契約の保険商品やご契約内容により、商品内容が異なる場合がありま す。ご契約の際には、ご契約内容・補償内容等を十分ご確認ください。 詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問 い合わせください。

◎保険料について

- 1.保険料のお払込みの際は、損保ジャパン日本興亜所定の保険料領収 証を発行しますので、お確かめください。なお、このご契約について、取 扱代理店が金融機関(※)である場合、お客さまからの保険料領収証の 発行のご請求がないときは、保険料領収証の発行を省略します。また、 団体扱・集団扱でご契約の場合もしくは口座振替による保険料のお払 込みの場合も保険料領収証の発行を省略します。
- (※)金融機関とは、銀行(都市銀行・信託銀行・地方銀行・第二地方銀 行等)や信用金庫、信用組合等をいいます。
- 2. 保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・損害については、保険 金をお支払いできませんのでご注意ください。

払込猶予期間*内に保険料を払込みいただけなかった場合は、ご契約 は払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います(ご契約の存続が できません。)。

- *払込みの遅延が、お客さまの故意による場合などは、払込猶予期間 を払込期日の属する月の翌月末日に短縮しますのでご注意ください。
- *団体扱・集団扱の場合、お取扱いが異なります。

◎一括払でご契約の場合の払込手続きについて

保険料は、損保ジャパン日本興亜の所定の口座へ直接お振り込みくだ さい。代理店にて一括払保険料を領収することは行っておりませんの で、ご了承ください。なお、お振込みの際は、専用の「振込依頼書」にて手 続きをお願いします。

◎月払または団体扱・集団扱でご契約の場合 の注意点について

1.月払または団体扱・集団扱でご契約の場合

満期近くの保険料の払込みについては、手続き(口座振替の場合は 口座引落し)を停止し、満期返れい金から差し引いて保険料の払込み に充当します。

なお、口座振替の場合は、満期日により対応が異なり、口座引落しを 停止しない場合もあります。

<「振込依頼書」サンプル>



受取人:損害保険ジャパン 日本興亜株式会社

2.団体扱・集団扱でご契約の場合

- (1)所属されている企業・集団での損保ジャパン日本興亜のご契約者数 が10名未満になったときは、団体扱特約および集団扱特約が解除さ れることがあります。この場合、その保険年度の未払込保険料を一括 してお払い込みいただくほか、翌保険年度以降の保険料および払込 方法が変更になります。
- (2)団体扱契約・集団扱契約としてご契約いただけるのは、団体・集団等 と損保ジャパン日本興亜の間で集金事務の委託契約を交わしている 場合で、ご契約者および被保険者がそれぞれ下記に該当する場合の みとなります。

		ご加入条件 (団体扱・集団扱の対象となる方)	ご注意	団体扱・集団扱の対象とならない方の例
ご契約者 右記に該当する方 本人のみが	団体扱	団体(企業等)に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方(本人)(※1)など	遣の方等) ・団体に勤務 ・団体に引き終	与の支払を受けていない方(ご家族、他団体からの出向者、派 していない方(ご家族、取引業者、下請業者等) 続き雇用される期間が1年未満の方(アルバイト・臨時雇の方等) 『で退職者が対象となっていない場合』団体を退職された方(※1) など
対象となります。 (ご家族等は対象外)	集団扱	次のいずれかに該当する方 ・集団の構成員(役員・従業員を含みます。) ・集団を構成する集団の構成員(役員・従業員を含みます。) ・集団		扱の対象となる方の「ご家族」 員でない方(取引業者等) など
被保険者 ^(※2) ご家族等の場合、 ご契約者との関係に ご注意ください。	次のいずれかに該当する方 ・ご契約者本人 ・ご契約者の配偶者 ・ご契約者またはその配偶者の同居の親族 ・ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族 「集団扱のみ」 ・ご契約者の役員(個人事業主)またはその従業員		・別居の扶養	しているお子さま していないご父母 しているお子さま など

- (※1)団体によっては、退職者や系列会社に勤務されている方等も対象となる場合があります。
- (※2)積立傷害保険「THE ケガの積立保険」の家族型・家族型(配偶者対象外)・夫婦型の場合は 被保険者「本人」とします。
- (注1)集団扱契約の場合は、原則として別途集団扱要件のご確認をお願いしています。
- (注2)ご加入条件の詳細は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

◎契約内容登録制度について

損保ジャパン日本興亜は、傷害保険等について不正契約における事故 招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正なお支払いを確保す るため、保険契約や保険金請求に関する事項を一般社団法人日本損害 保険協会へ登録します。損害保険会社等の間では、登録情報により、保 険契約や保険金請求の状況について確認を行い、保険契約の存続また は保険金のお支払いの参考とします。

「個人賠償責任補償特約」「携行品損害補償特約」「受託品賠償責任補償特約」「救援者費用等補償特約」「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」等を複数のご契約(※1)にセットされた場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも 補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場 合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認 いただき、補償・特約の要否をご判断ください(**2)。

- (※1)積立傷害保険以外のご契約にセットされる特約や他社のご契約を 含みます。
- (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、 家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償 の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご 注意ください。

〈補償重複となる可能性がある主な補償・特約〉

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる 他のご契約の例
積立傷害保険の個人 賠償責任補償特約	自動車保険・火災保険の 個人賠償責任特約
積立傷害保険の 携行品損害補償特約	火災保険の携行品損害特約

◎保険証券について

- 1.保険証券(または写)は、ご契約内容を記載している重要な書面です。 その内容および添付のご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認 のうえ、大切に保管してください。保険証券は満期時に満期返れい金を お支払いする際に必要となります。
- 2.ご契約締結日より1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。ただし、保険料を満期返れい金から充当する更改契約の保険証券については、1か月を超える場合がありますのでご注意ください(保険証券は、保険期間の初日以降に送付します。)。

◎クーリングオフ

(契約申込みの撤回等について)

ご契約のお申込み後であっても、お客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回または解除 (クーリングオフ)を行うことができます。

なお、次のご契約は、クーリングオフはできませんのでご注意ください。 <クーリングオフができないご契約>

- ①営業または事業のためのご契約
- ②法人または社団・財団等が締結したご契約
- ③質権が設定されたご契約
- ④保険金請求権または満期返れい金請求権等が担保として第三者に 譲渡されたご契約 など
- (注)ご契約をお申込みの際は、必ず「クーリングオフ説明書」の内容を 十分ご確認のうえ、お申し込みください。

◎ご契約後にご留意いただくこと

1.住所または通知先を変更された場合

住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店 または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

2.上記以外のご契約内容の変更を希望される場合

ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または 損保ジャパン日本興亜までご通知ください。変更前と変更後の内容に より、ご契約をそのまま継続して内容を変更できる場合と、ご契約を いったん解約し、変更後の内容で再度ご契約いただく場合があります。 また、ご契約内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計 算により算出した額を返還または請求します。

- 3. 育英費用補償特約をセットする場合
- ①被保険者が独立して生計を営むようになる場合や扶養者が変わる場合は取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- ②「保険料の払込免除に関する特約」をあわせてセットしたご契約において育英費用保険金をお支払いした場合は、傷害事故が発生した日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料の払込みを免除します。ただし、育英費用保険金のお支払い以外の事由により育英費用補償特約が失効した等の場合は、「保険料の払込免除に関する特約」も効力を失います。
- 4. 夫婦型、家族型および家族型(配偶者対象外)において、保険期間中に、被保険者「本人」に死亡保険金を支払うべきケガ以外の事由により死亡その他の事由が生じた場合、また被保険者「配偶者」に死亡その他の事由が生じた場合は、その保険期間が満了するまでの期間にかぎり、被保険者の契約上の地位の変更を行うことができます。
- 5. 重大事由による解除等について

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合やご契約者、被保険者 または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当 すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支 払いできないことがあります。

6. 被保険者による解除請求(被保険者離脱)について 被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約 者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解 除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出が あった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパン日 本興亜までご通知ください。解除の条件やお手続き方法等の詳しい内 容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問

◎契約者貸付制度について

い合わせください。

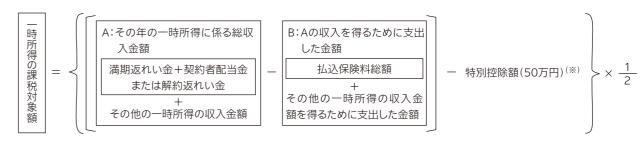
ご契約は有効なまま、5万円以上をご用立てする貸付制度があります。 なお、ご用立てできる金額は、損保ジャパン日本興亜の定める範囲内となります。また、質権等が設定されたご契約および原則として保険期間の初日から2か月以内または満期直前5か月以内のご契約については、ご用立てできません。

◎満期返れい金および契約者配当金について

- 1.保険期間が満了し、保険料全額の払込みが終了しているときは、保険 証券に記載された満期返れい金を保険期間の満了日の翌営業日にご 契約者にお支払いします。ただし、所定の期日までにお手続きが完了し なかった場合は、保険期間の満了日またはお手続きの完了日のいずれ か遅い日の翌日から20日以内にご契約者にお支払いします。なお、満 期返れい金の手続きについては、事前に損保ジャパン日本興亜からご 連絡します。
- 2.積立部分の保険料は、損保ジャパン日本興亜が責任をもって運用し、 運用利回りが予定の利回りを超えた場合、保険期間の満了時に満期返 れい金にプラスして契約者配当金をお支払いします。なお、契約者配 当金の額は、保険期間および払込方法等により異なります。
- 3.積立部分の保険料の運用利回りが予定の利回りを超えなかった場合、 契約者配当金はお支払いしません。

◎個人契約の場合の、税法上の取扱いについて(平成28年8月現在)

満期返れい金、契約者配当金および解約返れい金について個人契約の場合、次の算式により計算した額が、一時所得として他の所得と合算のうえ、課税対象となります。



- (※)A-Bの金額が50万円未満の場合は、A-Bの金額を限度とします。
- (注1)A-Bの金額がマイナスとなる場合、一時所得の課税対象額は"0"とします。
- (注2)上記の「税法上の取扱い」は、今後の税制改正によっては変更になる場合がありますのでご注意ください。

◎保険金をお支払いした後の保険金額、 満期返れい金の取扱いについて

保険金は、何回お支払いしても、次の保険年度より保険金額が減ることはありません。ただし、被保険者「本人」の死亡保険金をお支払いした場合、または同一保険年度内に生じた事故で後遺障害の保険金額の全額をお支払いした場合は、その原因となった傷害事故が発生した時点で、ご契約は効力を失います。この場合、満期返れい金および契約者配当金はお支払いしません。

◎解約返れい金について

満期前にご契約を解約される場合は、保険料を払い込んだ年月数および 経過年月数により、また、保険料の全額が払い込まれているときは、経過 年月数により計算した額を解約返れい金としてお支払いします。解約返れい金の額は、ご契約内容および解約時期により異なり、多くの場合、払い 込まれた保険料を下回ります。解約返れい金の額等の詳細については取 扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

◎保険会社破綻時等の取扱いについて (平成28年8月現在)

- 1.引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは 財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続き に基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した 保険金、満期返れい金および解約返れい金等のお支払いが一定期間 凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 2.この保険については、損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金および補償部分の解約返れい金等については9割^(※)までが、満期返れい金および積立部分の解約返れい金等については8割までが補償されます。
- (※)保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が 適用されているご契約については、補償割合が追加で引き下げと なることがあります。

また、経営破綻時以降、ご契約に適用される積立部分の予定利率 等が変更される可能性があり、その場合は満期返れい金および解 約返れい金等が上記補償割合を下回ることになります。

なお、今後の法改正等によっては変更となる場合がありますので、ご注意 ください。

◎個人情報の取扱いについて

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜の公式ウェブサイト(http://www.sjnk.co.jp/)に掲載の個人情報保護宣言をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

◎代理店の役割について

取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

<取引代理店が金融機関である場合、以下の点をご確認ください。> ①「積立傷害保険」は損害保険であり預金等ではありません。したがいまして、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象とはなりませんので払い込み済みの保険料の返済は保証されておりません。

②「積立傷害保険」契約のお申込みの有無が、金融機関とお客さまとの他のお取引き(預金・融資・為替等)に影響を与えることはありません。

☆「THE ケガの積立保険」は「積立傷害保険」のペットネームです。 ☆本保険契約には、積立傷害保険普通保険約款および積立型 基本特約が適用されます。

- ☆このパンフレットは概要を説明したものです。同種の危険を補 償する満期返れい金のない保険もあります。詳細については、 取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせく ださい。また、ご契約の際は必ず重要事項等説明書をご確認 ください。
- ☆ご契約の際には、ご家族にもご契約内容をお知らせください。 また、ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方に もこのパンフレットに記載されている内容をお伝えください。